

## 公 告 (案)

総合評価一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年7月●日

草津市長 橋川 渉

## 1 工事概要等

- (1) 契約番号 第●●●●●号
- (2) 工事名 草津市立クリーンセンター更新整備工事
- (3) 工事場所 草津市馬場町
- (4) 工事概要
- ・敷地面積 約1.9ha  
(既存施設を含めると、約3.3haの敷地面積)
  - ・施設規模 熱回収施設 127 t / 24h  
(63.5 t / 24h × 2炉)  
リサイクル施設 13.6 t / 日
  - ・設備 **【熱回収施設】**  
受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、  
排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、  
灰出し設備、給水設備、排水処理設備、電気設備、  
計装制御設備、雑設備  
**【リサイクル施設】**  
受入供給設備、粗大ごみ・破砕ごみ処理系列、  
びん類処理系列、空き缶類処理系列、  
陶器・ガラス類処理系列、集じん・脱臭設備、  
給水設備、排水処理設備、電気設備、計装設備、  
雑設備  
**【土木建築工事】**  
建築工事、土木工事及び外構工事、建築機械設備工事、  
建築電気設備工事
- (5) 工事期間 契約締結日から平成30年3月15日まで

2 予定価格 円（税抜き）

3 低入札価格調査基準価格 設定しない。

4 入札参加は、単独また特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

5 単独企業の入札参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないことおよび当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

大阪府大阪市淀川区野中北一丁目12番39号

株式会社 エイト日本技術開発

- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において関連がないこと。
- (6) 上記(4)及び(5)に掲げた資本若しくは人事面で関連がある場合とは、次のアからエまでのいずれかに該当することをいう。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう）と子会社（会社法第2条3号の規定による子親会社をいう）の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

- (7) 同一応募者が、複数の提案を行うことは認めない

- (8) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、平成26年度において、清掃施設工事部門に登録されている者であり、且つ清掃施設に係る特定建設業の許可を有し、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の清掃施設の総合評定値（P）が1,000点以上であること。

- (9) 建築一式にかかる特定建設業の許可を有すること。

- (10) 平成16年度以降に地方自治体が発注する一般廃棄物処理施設（全連続燃焼式ストーカ方式に限る。）の元請（共同企業体の場合は代表構成員に限る。）での納入実績があること。

- (11) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、清掃施設工事の監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

ウ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札参加資格審査申請書提出日において3か月以上）雇用関係があること。

## 6 共同企業体の入札参加希望に関する事項

- (1) 共同企業体の構成員は、3者以内とすること。
- (2) 全ての構成員が上記5の(1)から(7)に記載してある事項の要件を満たしていること。
- (3) 代表構成員または構成員のいずれかが、上記5の(8)から(11)に記載してある事項の要件を満たしていること。

- (4) 代表構成員の出資比率が50%以上であること。
- (5) 経営の形態は、共同施工方式であること。
- (6) 共同企業体結成協定書が締結されていること。なお、必ず出資比率が明記されていること。

7 入札手続きに関する事項（提出期限・日時および場所）

(1) 技術提案書類・入札書類の提出

- ア 提出期限 平成26年●月●日（●） 17時00分まで
- イ 場所 草津市環境経済部廃棄物処理施設建設室

(2) 開札

- ア 日時 平成26年●月●日（●） ●●時●●分
- イ 場所 草津市役所 ●階 ●●室

8 契約条項を閲覧する場所

草津市環境経済部廃棄物処理施設建設室

9 現場説明 可 草津市立クリーンセンター更新整備工事入札説明書により行う。

10 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

11 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

12 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

13 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

14 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

15 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立期間 平成26年●月●日（木）午前●●時まで

(2) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(3) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

16 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。

17 その他必要事項

(1) 申請書および資料の作成ならびに申込みに係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 入札関係書類は、草津市のホームページから入手すること。

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

(3) 共同企業体での参加は認めない。

(4) 草津市入札心得を熟読のこと。

- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。以下同じ。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に仮契約書を提出しなければならない。
- (8) 公正な入札が確保できない、または、できなかつたと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (9) 入札執行中の私語ならびに執行を著しく阻害する行動については、入札執行者の決定するところにより、適切な処置を講ずる。
- (10) 草津市クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会委員に対して、不当な働きかけ等を行なったことが判明した場合は、その者の入札参加を認めない。または、その者の行った入札を無効とし、落札決定による予約を解除することがある。

#### 18 入札に関する問い合わせ先

草津市環境経済部廃棄物処理施設建設室      電話   077-561-6517（直通）